

1 生活習慣病の発症予防と重症化予防

(1)がん

①発症予防の施策

対策内容	実施内容	担当課	実施内容の評価	現状と課題	今後の展開	新計画の今後の方向性
肝炎ウイルス検査の実施(妊娠期、成人)	・40歳の節目肝炎検査及び41歳以上の一般肝炎検査として実施 ・妊娠期は、妊婦健康診査の初回血液検査として全員を対象に実施	健康づくり課	2	40歳以上の肝炎ウイルス検査未受診者に対し、検査を実施しました。妊婦に対しては、妊婦健診時に実施しました。	3	・40歳の節目肝炎ウイルス検査及び41歳以上の一般ウイルス肝炎検査として実施 ・妊娠期は、妊婦健康診査の初回血液検査として全員を対象に実施
ピロリ菌検査(30歳代)の実施	・30歳代健診と同時に30歳代健診を受診する希望者に実施 ・ピロリ菌検査の年代拡大、リスク検診について検討	健康づくり課	1	年代を20歳代に拡大し、20歳代・30歳代健診を受診する希望者に実施。20歳代・30歳代健診においてリスク検診は行わない。	3	ピロリ菌検査は継続する。
HTLV-1抗体検査費用の助成(妊娠期)	・母子健康手帳交付・妊婦の転入手続きの際に妊婦健康診査受診票を発行し、費用の助成を実施	健康づくり課	1	母子健康手帳交付・妊婦の転入手続きの際に妊婦健康診査受診票を発行し、費用の助成を実施	3	母子健康手帳交付・妊婦の転入手続きの際に妊婦健康診査受診票を発行し、費用の助成を実施する。
がんのリスクを高める生活習慣(喫煙、食生活、飲酒習慣等)改善の啓発	・市広報にて、がんのリスクとなるたばこや飲酒等についての情報提供を実施	健康づくり課	1	市広報のがん検診特集にて、がんリスクチェック表や禁煙の重要性を掲載し、がん予防のための生活習慣について周知した。	3	市広報や個別案内を活用し、がん予防のための生活習慣に関する啓発を実施。

②重症化予防策の施策

対策内容	実施内容	担当課	実施内容の評価	現状と課題	今後の展開	新計画の今後の方向性
自覚症状がなくても定期的ながん検診を受診する	・個別案内等にて啓発 ・市広報にて定期的ながん検診受診の勧め	健康づくり課	2	個別案内や市広報にて、継続的ながん検診受診の必要性を周知した。	3	個別案内や市広報にて、がんを早期発見するためには定期的な検診が重要であることを周知していく。
有効ながん検診の実施	・科学的根拠のある(胃・大腸・肺・乳・子宮)がん検診を実施(健康増進法に基づいた検査)	健康づくり課	2	指針に基づいた検診実施に努めたが、適切な精度管理のための検診機関へフィードバック実施については課題が残る。	2	健康増進法に基づき検診を実施し、検診機関へ精度管理評価をフィードバックを実施する。胃内視鏡検査の導入に向けて土岐市とともに検討する。
受診しやすい検診体制の検討・推進	・集団検診:胃・大腸・肺がん検診及び胃・大腸・肺・乳がん検診、乳・大腸がん検診のように、複数のがん検診を同時に受診できる体制で実施 ・休日の検診日も実施 ・個別検診:子宮頸がんは市内及び土岐市の指定医療(検査)機関において、診療時間内(土曜日や夕診の時間帯)に受診できる体制で実施	健康づくり課	1	複数の検診が受診できる同時検診や休日検診を実施した。 子宮頸がん検診については、土曜日や夜間にも検診を実施した。	2	同時検診や休日検診の実施。Logoフォームを活用した子宮頸がん検診受診票の発券を申し込み受付を開始し、受診しやすい体制を構築する。集団検診についてもインターネット予約ができるよう情報収集し、検討をする。
精密検査対象者に対する受診勧奨の徹底	・精密検査対象者へ結果を通知後、受診結果が返送されない場合は、精密検査受診の有無を確認し、未受診の人には受診勧奨を徹底して行う	健康づくり課	2	精密検査未受診者全員へ受診勧奨を実施。	3	精密検査対象者へ結果を通知後、受診結果が返送されない場合は、精密検査受診の有無を確認し、未受診の人には受診勧奨を徹底して行う

(2)循環器疾患(脳血管疾患・心疾患)

①健康診査及び特定健康診査受診率向上対策

対策内容	実施内容	担当課	実施内容の評価	現状と課題	今後の展開	新計画の今後の方向性
未受診者の状況を把握・分析し、受診しやすい健診体制を検討	・集団健診について、委託医療機関と協議し、実施日数追加など受診機会の増加に取り組む ・初めて受診対象となる40歳到達者に対して、自己負担額の無料化を実施することで、特定健診受診の動機づけをし、翌年度以降の受診に繋げる ・効果的な受診勧奨策を検討	保険年金課				
	・特定健診担当課とともに受診しやすい健診体制を検討	健康づくり課	2	担当課との情報共有を行っている。今後、健診体制の検討は担当課より助言を求められた場合に行うこととする。	5	
区長会、職域関係者等へ健診の重要性や健康の実態を伝える機会を増やす	・本計画期間中毎年実施	保険年金課				
	・特定健診担当課とともに健診の重要性を伝える機会を検討	健康づくり課	5	健康づくり課としての区長会への参加はH30まで実施し、その後は保険年金課にて実施	5	
出前講座の機会の増加	・事業所・自主グループ等の依頼による出前講座の実施	健康づくり課	3	出前講座は依頼により実施。依頼数は毎年3～5回程度で少ない。周知は生涯学習ガイドブックで行っている。	3	・事業所・自主グループ等の依頼による出前講座の実施
健康情報発信チラシの有効活用	・保健センター新聞を年3回程度発行 ・保健センター新聞をホームページや広報に掲載 ・関係機関へ配布、各保健事業や出前講座でも活用 ・配布先拡大の検討	健康づくり課	1	継続し発行。配布先をR2より拡大し、県健康経営優良事業所、健康経営宣言事業所、生命保険会社にも配布。保健センター内に設置している新聞がなくなることが多く、興味を持ってくださる方が多いと感じている。	3	・保健センター新聞を年3回程度発行 ・保健センター新聞をホームページや広報に掲載 ・関係機関へ配布、各保健事業や出前講座でも活用

②保健指導の対象を明確にするための取り組み

対策内容	実施内容	担当課	実施内容の評価	現状と課題	今後の展開	新計画の今後の方向性
30歳代健診の実施	・年度内に30～39歳を対象に予約制で健診を実施検査項目は、身体計測、血圧測定、尿検査、血液検査(脂質、肝機能、腎機能、尿酸、血糖、貧血) ・希望者にピロリ菌検査、歯周病検査を実施 ・健診の問診時に健診結果の見方、生活習慣病予防の必要性、継続受診の必要性等を啓発 ・年代拡大の検討	健康づくり課	2	年代を20歳代に拡大し、20歳代・30歳代健診を受診する希望者に実施。健診問診時全員に保健指導を実施。	3	青年期世代に対し、生活習慣病予防の大切さを伝える大切な場として、継続していく。
国民健康保険特定健康診査の実施	・高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、特定健康診査を毎年実施	保険年金課				

③循環器疾患の発症及び重症化予防のための施策

対策内容	実施内容	担当課	実施内容の評価	現状と課題	今後の展開	新計画の今後の方向性
健診結果に基づいた保健指導の実施	・特定保健指導対象者以外に重症化の恐れがある人(高血圧、脂質異常、糖尿病、慢性腎臓病)への訪問を実施 ・毎年市の健康課題を分析し対象者の見直しを実施	健康づくり課	3	コロナ禍で訪問ができない期間が3年ほどあった。訪問対象者は説明会に来所する形に変更。来所者は意欲的な人が多く、良さもあるが、全員に会えないことが難点。	2	訪問指導にも注力し、継続して実施する。
重症化予防対象者の管理台帳を作成し、個別に継続訪問を実施し重症化を予防	・重症化予防対象者の管理台帳を地区別に作成し、継続して対象者の健診や医療機関受診状況を把握 ・対象者個人の経年経過をみるため、継続的に訪問を行い、重症化予防対策や医療機関未受診者への受診勧奨を実施。	健康づくり課	2	台帳を作成し、健診の継続受診状況や医療機関受診状況を定期的に把握している。	3	継続して台帳管理をしていく。
保健師及び管理栄養士の担当地区制により個別対応を強化	・保健師及び管理栄養士が地区担当を持ち、対象者それぞれの状況に合わせて対応	健康づくり課	2	地区担当者が、地域の課題等を分析しながら日々保健指導を実施している。	3	保健師及び管理栄養士が地区担当を持ち、対象者それぞれの状況に合わせて対応する
医療機関との連携を図り、適切な医療に繋げる	・特定健康診査受診者のうち、血圧値、脂質異常値、血糖値等で医療機関受診勧奨値である場合は、本人に対して受診勧奨を実施 ・受診勧奨後の受診結果の確認について検討	健康づくり課(医師会)	1	令和3年より生活習慣病重症化予防のための医療機関との連絡票を運用し始めた。医療機関受診を勧める媒体としても活用でき、また決まった期間返信がなければ、本人に状況確認するなど、受診確認もしやすくなった。	3	継続して連絡票を活用していく。
介護予防という視点から生活習慣病予防・重症化予防の重要性を啓発	・からだづくり教室、60代・70代健康運動塾など各種教室で生活習慣病予防・重症化予防の重要性を集団又は個別で指導 ・高齢者の保健事業と介護予防の一体化実施に係る事業と連動して実施	高齢福祉課(地域包括支援センター)				
受診者に対し健診結果(データ)の見方が理解できるよう支援	・特定健診受診者、30歳代健診受診者に対し、健診結果の見方の資料(検査項目の基準値、保健指導判定値、受診勧奨値、どんな検査かを記載)を配布	健康づくり課	2	健診結果の見方の資料を配布し、結果説明会等で使用したりしている。また、出前講座で健診の意味などを話す為の資料としても活用。両親学級でも、家で健診結果を見返してもらうために講話資料とし配布している。	3	健診結果をみて、身体がいまどんな状態かを理解することは難しい。まずは、健診を受けること、健診結果をみることに、さらにはその変化から生活習慣を見直すことを継続して伝えていきたい。
広報等を活用し、高血圧や脂質異常、メタボリックシンドロームに関する知識の普及・啓発	・保健センター新聞による知識普及の啓発 ・広報に保健センター新聞の内容や健康課題について掲載	健康づくり課	1	継続し発行。配布先をR2より拡大し、県健康経営優良事業所、健康経営宣言事業所、生命保険会社にも配布。保健センター内に設置している新聞がなくなることが多く、興味を持ってくださる方が多いと感じている。	3	・保健センター新聞を年3回程度発行 ・保健センター新聞をホームページや広報に掲載 ・関係機関へ配布、各保健事業や出前講座でも活用

(3)糖尿病

糖尿病の発症予防及び重症化予防			1:十分 2:ある程度 3:あまり十分でない 4:不十分 5:未実施		1:新規・検討 2:拡充 3:現状維持 4:縮小 5:廃止・計画外	
対策内容	実施内容	担当課	実施内容の評価	現状と課題	今後の展開	新計画の今後の方向性
各保健事業において、予防のための規則正しい生活、食事のとり方、運動等の情報を提供	・糖尿病予防教室にて、対象者にあった個別相談の実施	健康づくり課	2	糖尿病発症前に、結果説明会にて保健指導を実施。	3	・糖尿病予防教室にて、対象者にあった保健指導を実施
	・からだづくり教室、健康運動塾など各種の介護予防教室で予防のための情報提供を実施	高齢福祉課(地域包括支援センター)				
特定健康診査結果に基づき、血糖値から健康状態が確認でき、自己管理ができるよう訪問、結果説明会等による特定保健指導及びHbA1cの数値に基づいた保健指導の実施	・健診結果説明会や健康相談、訪問等で対象者の健診結果、生活状況に合わせて実施	健康づくり課	2	重症化を防ぐために、糖尿病性腎症重症化予防プログラムを活用しながら受診勧奨を実施。医療機関受診まで値が高くない者については、それ以上値が悪くならないように保健指導を実施。	3	・健診結果説明会や訪問等で保健指導を実施
糖尿病治療の中断者への訪問指導実施	・H30年度より糖尿病性腎症重症化予防プログラムを開始 ・過去3年程度まで遡り、健診結果でHbA1c 7.0以上が確認された方のうち、直近1年間に健診受診歴やレセプト情報における糖尿病受療歴がない方に対し、訪問等による状況確認や受診勧奨を実施	健康づくり課(医師会)	2	糖尿病性腎症重症化予防プログラムの開始により、糖尿病未治療者への受診勧奨がスムーズになった。治療中断者については対象者がほとんどいない。	2	県糖尿病性腎症重症化予防プログラムの対象者が、慢性腎臓病も含まれることとなり、対象者が拡大。中断者がいた場合は、継続して受診勧奨に努める。
医療機関との連携を図ることで適切な医療につなげる	・糖尿病性腎症重症化予防プログラムにより医療機関未受診者、糖尿病治療中断者、ハイリスク者に対し、医療機関と連携のもと本人の同意のとれた方に連絡票を用いて、個々の状況に応じた生活や食事の見直し、アドバイスを実施 ・医療機関からの連絡票についても同様に対応	健康づくり課(医師会)	2	医療機関未受診者、糖尿病性腎症重症化のリスクが高い者について、連絡票を活用している。医療機関受診にはつながるが、生活改善のための保健指導・栄養指導につながるケースは少ない。	2	県糖尿病性腎症重症化予防プログラムの対象者が、慢性腎臓病も含まれることとなり、対象者が拡大。医師と連携を図りながら、重症化予防に努める。

(4)栄養・食生活

栄養・食生活			1:十分 2:ある程度 3:あまり十分でない 4:不十分 5:未実施		1:新規・検討 2:拡充 3:現状維持 4:縮小 5:廃止・計画外	
対策内容	実施内容	担当課	実施内容の評価	現状と課題	今後の展開	新計画の今後の方向性
肥満傾向児及び血液検査結果が正常範囲内になかった児童に対する個別指導の実施	・肥満傾向児には保護者に対し、文書で通知・血液検査結果が正常範囲内になかった児童についても個別通知を出し、受診勧奨を実施	学校				
学校・幼稚園での、食育推進の強化	・給食センター栄養士による集団指導を実施 ・給食センター栄養士と各学校との連携を密にして食育を進める ・健康づくり課歯科衛生士から集団歯科指導と共に食育指導を実施 ・「食に関する年間指導計画」に沿って、給食委員会、養護教諭、給食主任等による啓発活動(集会、給食時の放送、保健だより等)を実施	学校				
	・『楽しく食べる子どもを育む』を食育の全体目標とし、”健やかな身体””食への興味””人のかかわりと食生活”という面から、各園の特色を活かし、各年齢に合わせて、食育指導実施 ・保護者にも楽しみながら食育の大切さを感じてもらえるよう、試食会・給食展示を実施	幼稚園				
	・給食時間の食に関する指導について、実態に合わせて内容を変更しながら実施	給食センター				
	・栄養士や給食業務委託先と連携しながら、安全安心な給食を提供できるように調整を実施 ・給食だより(栄養士による)を発行 ・アレルギーに対して生活管理指導表を作成と活用 ・アレルギー児に対するマニュアルの活用と見直しを実施(年1回)	子育て支援室				
健康で安全な出産ができるからだ作りの重要性を理解し、必要な栄養をバランスよく摂取できるよう支援を行う	・母子健康手帳の交付、妊婦学級、両親学級にて生活習慣病予防を含めた教育の実施	健康づくり課	2	母子健康手帳交付時にはほとんどのものに対して、妊婦学級・両親学級は参加者のみとなるが、教育を実施している。妊娠期は健康意識が高い者が多いため、日々の生活習慣の改善がしやすい時期と捉えている。	3	教育内容は毎年振り返り見直しを図っていく。母子健康手帳の交付、妊婦学級、両親学級にて生活習慣病予防を含めた教育を継続して実施する。
やせの妊婦に対し、妊娠中の体重増加等、個別指導の実施	・母子健康手帳の交付、妊婦の転入手続きの際に、体格区分の聞き取りを行い、やせの妊婦の把握や個別指導を実施 ・妊婦学級、両親学級、訪問等にて妊娠経過を確認し、個別指導を実施	健康づくり課	2	母子健康手帳の交付、妊婦の転入手続きの際に、BMIの確認を一緒に行い、やせの妊婦の把握や個別指導を実施。妊婦学級、両親学級、訪問等にて妊娠経過を確認し、個別指導を実施	3	今後も、母と一緒に確認しながら継続していく。
市特定健康診査等にて、個々に合わせた生活習慣病発症予防及び重症化予防の取り組み	・結果説明会や健康相談、訪問等で、対象者の健診結果や生活状況に応じて発症や重症化予防を実施	健康づくり課	3	コロナ禍もあり、結果説明会を主体とした重症化予防となったため、来所がないと面接等のアプローチも行わないケースが増えた。	2	訪問を活用した生活習慣病重症化予防を再開する。結果説明会や健康相談、訪問等で、対象者の健診結果や生活状況に応じて発症や重症化予防を実施

2 生活習慣及び社会環境の改善

(1) 身体活動・運動

① 身体活動及び運動習慣の向上の推進

対策内容	実施内容	担当課	1:十分 2:ある程度 3:あまり十分でない 4:不十分 5:未実施 1:新規・検討 2:拡充 3:現状維持 4:縮小 5:廃止・計画外			
			実施内容の評価	現状と課題	今後の展開	新計画の今後の方向性
メタボリックシンドローム対策の個別支援	・該当となる方への個々の健診データ、生活背景に応じた個別指導を実施	健康づくり課	2	特定保健指導該当者に対し、積極的に個別指導を実施。しかしながら、利用率は低いことは課題。特定保健指導対象者には、すでに膝を痛めている方などがあり、運動指導ができない場合もある。	2	訪問指導を活用しながら、保健指導率の向上を図る。また、整形の疾患などがある場合は医師との連携を図ること、また高齢福祉課事業の紹介など、相手に合わせた情報提供を行う。
運動機能向上のための教室の開催	・からだづくり教室、さわやか運動教室など各介護予防教室で運動機能向上のための教室を開催	高齢福祉課(地域包括支援センター)				
市民体育館内のトレーニングジム利用の積極的活用の奨励	・地域包括支援センターと連携し、65歳以上の男性を対象にトレーニング室を活用した介護予防教室(筋トレ講座)を実施 ・トレーニング機器の活用について検討	スポーツ文化課				
年代に合わせた運動機会の提供	・スポーツ教室の実施により運動機会を提供	スポーツ文化課				
	・レクリエーションスポーツの普及、地域でのノルディックウォーキングの普及	スポーツ推進委員会				
	・ノルディックウォーキングの普及	体育協会				
運動習慣を支援するイベントの企画・開催	・健康ウォーキングやノルディックウォーキング、ウォーキングイベントに参加する毎にポイントがもらえるマイレージ制イベントなど、運動習慣、健康増進を図るイベント等を企画・実施	まちづくり関係者				
	・自治会行事での奉仕活動を取り入れ、運動習慣に繋げる等、創意工夫に努めている	自治会				

② 身体活動量の増加や運動習慣の必要性について、知識の普及・啓発の推進

対策内容	実施内容	担当課	1:十分 2:ある程度 3:あまり十分でない 4:不十分 5:未実施 1:新規・検討 2:拡充 3:現状維持 4:縮小 5:廃止・計画外			
			実施内容の評価	現状と課題	今後の展開	新計画の今後の方向性
健康状態に応じた適切な運動に関する情報提供	・市民体育館内のトレーニングジムにおいて、フレイル予防など利用者に対する、情報提供、健康指導を実施	スポーツ文化課				
	・結果説明会や健康相談、訪問、来所等で対象者の健診結果や生活状況に応じて、情報提供を実施	健康づくり課	2	結果説明会では、ストレッチ資料などを使いながら、対象者が運動指導を求めている場合は情報提供を行うっている	2	現在は、口頭あるいはストレッチ資料のみでの情報提供となっている。資料の種類を増やすなどの見直しが必要と考える。
	・足腰教室や腰痛・ひざ痛等の健康相談にて情報提供を実施	高齢福祉課(地域包括支援センター)				
乳幼児健診等における親子の運動の必要性を周知	・子どもの健全育成のため、月齢・年齢別に望ましい成長や発達を遂げるための保健指導を実施 ・市広報にて、運動発達について情報を掲載 ・各種健診や教室において資料を配布・指導を実施	健康づくり課	2	乳幼児期のからだを動かすことの重要性(運動発達を促す)を、乳児期の健診や教室で積極的に教育。広報も活用して外遊びの良さを伝えている。	3	現状の教育、必要に合わせた個別指導を継続する。

(2) 飲酒

① 飲酒のリスクに関する教育・啓発の推進

対策内容	実施内容	担当課	1:十分 2:ある程度 3:あまり十分でない 4:不十分 5:未実施 1:新規・検討 2:拡充 3:現状維持 4:縮小 5:廃止・計画外			
			実施内容の評価	現状と課題	今後の展開	新計画の今後の方向性
各保健事業における教育や啓発の推進	・健康相談や結果説明会等において、飲酒のリスクに関する啓発を実施 ・市広報にて飲酒のリスクに関する啓発を実施	健康づくり課	2	継続して広報に飲酒について掲載し、飲酒リスクを啓発している。	3	継続して啓発する。
未成年の飲酒防止への理解と教育の徹底(学校の場における酒害に関する教育)	・保健・保健体育の授業における教育実施(小学6年、中学3年) ・保健委員会等で啓発活動(放送、掲示)を実施 ・瑞浪薬剤師会による集団指導を実施	学校(薬剤師会)				

② 飲酒と生活習慣病の関連からの予防対策の推進

対策内容	実施内容	担当課	1:十分 2:ある程度 3:あまり十分でない 4:不十分 5:未実施 1:新規・検討 2:拡充 3:現状維持 4:縮小 5:廃止・計画外			
			実施内容の評価	現状と課題	今後の展開	新計画の今後の方向性
特定健康診査等の結果に基づき、飲酒と生活習慣病予防を関連させ、適度な飲酒に向けた個別指導を実施	・健診結果説明会や健康相談、訪問、来所等の機会に、個々の健診結果や生活状況に応じて適度な飲酒について個別指導実施	健康づくり課	3	健診結果について飲酒による影響がある場合は個々に合わせた説明を行っているが、改善までは至らないことが多い。	3	健診結果や生活状況に応じて適度な飲酒について保健指導を実施

(3)喫煙

①たばこの害に関する教育・啓発の推進

対策内容	実施内容	担当課
幼稚園、全学校におけるたばこの害、受動喫煙防止対策の教育・啓発	・園内に禁煙ポスターを貼り受動喫煙防止を啓発	幼稚園
	・保健の授業(小学6年、中学3年)における教育 ・保健委員会等で啓発活動(放送、掲示) ・瑞浪薬剤師会による集団指導	学校 (薬剤師会)
各保健事業の場での禁煙への助言や受動喫煙の害に関する情報提供	・妊婦学級・両親学級、赤ちゃん訪問、健康相談、成人の健診等にて、受動喫煙の害に関する情報提供 ・各保健事業において喫煙者に対する禁煙の勧めを実施	健康づくり課

1:十分 2:ある程度 3:あまり十分でない 4:不十分 5:未実施 1:新規・検討 2:拡充 3:現状維持 4:縮小 5:廃止・計画外

実施内容の評価	現状と課題	今後の展開	新計画の今後の方向性
2	妊婦学級・両親学級、赤ちゃん訪問、健康相談、成人の健診等にて、受動喫煙の害に関する情報提供を実施、また喫煙者に対しては禁煙を勧めた。	3	各保健事業において、喫煙者に対する禁煙支援や、受動喫煙の害に関する情報提供を実施する。

②禁煙支援の推進

対策内容	実施内容	担当課
禁煙治療費補助事業による禁煙支援	・市広報、HP等による事業周知の継続 ・各保健事業において喫煙者にチラシを配布 ・禁煙治療費の一部を助成する事業を実施(所要あり、H29～R4年度期間限定)	健康づくり課
特定健康診査結果等により、禁煙希望者への個別支援	・特定健診受診者の喫煙者に対し、禁煙希望の有無に関わらず、結果説明会、健康相談において禁煙の勧めを実施 ・喫煙者(質問票による)に対し、健診結果とともに禁煙補助事業チラシを郵送	健康づくり課
禁煙サポートについて周知を推進	・市広報、HP等にて、禁煙サポートについて周知	健康づくり課

1:十分 2:ある程度 3:あまり十分でない 4:不十分 5:未実施 1:新規・検討 2:拡充 3:現状維持 4:縮小 5:廃止・計画外

実施内容の評価	現状と課題	今後の展開	新計画の今後の方向性
2	各保健事業にて喫煙者にチラシを配布し、市広報、HP等により事業を周知した。H29～R4年度で38名に助成を行った。	5	R4年度で終了
2	結果説明会、健康相談において特定健診受診者の喫煙者に対し、禁煙希望の有無に関わらず禁煙の勧めを実施。また、健診結果とともに禁煙補助事業チラシを郵送した。禁煙補助事業は終了となるため、他の指導媒体について検討が必要。	3	禁煙補助事業は終了したため、チラシの郵送は終了。喫煙者に対する禁煙の勧めは継続し、新たに使用する媒体の検討は必要。
2	市広報、HP等にて、禁煙サポートについて周知した。	3	市広報、HP等にて、禁煙サポートについて周知していく。

③公共施設の敷地内禁煙を推進

対策内容	実施内容	担当課
地域ぐるみで禁煙や受動喫煙防止を推進	・区長会等の機会に、禁煙や受動喫煙防止を推進	自治会
	・まちづくりイベント等の際には、喫煙場所を設置しないなど、地域ぐるみで禁煙や受動喫煙防止を推進	まちづくり関係者
公共施設の敷地内禁煙の徹底	・掲示物により、集会所での禁煙を推奨	自治会
	・掲示物により、コミュニティセンター等での禁煙を推奨	まちづくり関係者
	・瑞浪市公共施設における受動喫煙防止のために策定したガイドラインに沿い、市役所施設の敷地内禁煙の徹底を図る	健康づくり課
	・掲示物により、西分庁舎での禁煙を推奨	市民協働課
分煙・禁煙の重要性の啓発	・市広報、HP等により、受動喫煙による害などたばこの煙による害について情報提供、啓発	健康づくり課
禁煙啓発用ポスターの掲示により、分煙・禁煙の意識付けをする	・小中学生を対象に禁煙ポスターを募集(年1回)。啓発用ポスターとして市内公共施設、地区公民館、集会所、学校、医療機関等に掲示し意識啓発	地域医療協議会

1:十分 2:ある程度 3:あまり十分でない 4:不十分 5:未実施 1:新規・検討 2:拡充 3:現状維持 4:縮小 5:廃止・計画外

実施内容の評価	現状と課題	今後の展開	新計画の今後の方向性
2	ガイドラインに沿って市役所施設の敷地内禁煙の徹底をした。	5	健康増進法の改定により、公共施設での敷地内禁煙は必須となったため、廃止
2	市広報、HP等により、受動喫煙による害などたばこの煙による害について情報提供、啓発した。	3	引き続き市広報、HP等により、受動喫煙による害などたばこの煙による害について情報提供、啓発する。

(4) 歯・口腔の健康

① ライフステージに応じた歯科保健対策の推進

対策内容	実施内容	担当課	1:十分 2:ある程度 3:あまり十分でない 4:不十分 5:未実施			1:新規・検討 2:拡充 3:現状維持 4:縮小 5:廃止・計画外		
			実施内容の評価	現状と課題	今後の展開	新計画の今後の方向性		
健康教育の実施 (妊娠期、乳児期、幼児期、学童期)	・妊婦学級、乳幼児健診や教室、幼児園巡回歯科指導、小学校巡回歯科指導等、ライフステージに合わせた歯科教育を実施	健康づくり課	2	妊娠期から成人まで継続した歯科教育を実施している。	3	妊娠期から成人まで継続した歯科教育を継続する		
	・歯科衛生士による歯磨き指導の実施 ・歯科健診の実施 ・園だより等による啓発実施	幼児園						
	・健康づくり課歯科衛生士の歯科指導を全児童生徒が年1回受ける ・昼休みには全員歯みがきを実施 ・夏休みには親子歯みがきとして、染めだし検査を実施 ・歯科健診で要受診の児童生徒には受診勧奨を実施 ・歯の衛生週間に保健委員が啓発(放送、掲示)を行う ・保健の学習(小学6年、中学3年)で、健康な生活と病気の予防として学習	学校 (歯科医師会)						
妊婦歯周病検診(妊婦学級)の実施	・妊婦学級において検診及び個別の歯科相談、ブラッシング指導等の実施 ・転入者に対し、瑞浪市内または近辺のかかりつけ歯科医のすすめを実施	健康づくり課 (歯科医師会)	2	参加者に対し、相手に合わせた歯科保健指導を実施できている。	3	・妊婦学級での検診及び歯科保健指導等の実施 ・転入者に対し、瑞浪市内または近辺のかかりつけ歯科医のすすめを実施		
各保健事業における相談の実施	・妊婦学級、乳幼児健診や教室、はみがき教室、子育て支援センターへの相談事業	健康づくり課	2	歯科相談の場を児童館まで拡大し、歯科相談を実施している。	3	・妊婦学級、乳幼児健診や教室、はみがき教室、子育て支援センターへの相談事業		
歯周疾患検診及び、歯周病予防教育の実施	・集団歯周病検診(30歳以上)と個別教育 ・1歳6か月児の母親、30歳代健診などでの歯周病検診と個別教育 ・医療機関や節目健診での歯周病検診の実施(40歳、50歳、60歳)と個別教育	健康づくり課 (歯科医師会)	2	歯周病検診の対象者を20歳以上に拡大し実施している。医療機関での個別歯周病検診については、周知ポスター掲示など歯科医師会と協力しながら周知に努めている。	3	・集団歯周病検診(20歳以上)と個別教育 ・1歳6か月児・3歳児の母親、20歳代・30歳代健診等での歯周病検診と歯科保健指導の実施 ・医療機関や節目健診での歯周病検診の実施(40歳、50歳、60歳)と歯科保健指導の実施		
介護予防事業における口腔機能の維持・向上に関する教育の実施	・からだづくり教室など、各種介護予防教室において歯科医師・歯科衛生士による口腔機能向上の指導を実施	高齢福祉課 (地域包括支援センター) (歯科医師会)						
かかりつけ歯科医による定期管理の推進	・歯科医師会にて実施	歯科医師会						
8020(ハチマルニイマル)運動の推進	・毎年、健康まつりで表彰を行う	歯科医師会						
瑞浪口腔保健協議会による周知活動	・各種歯科事業・講演会事業の推進 ・8020表彰、8020ゴールド表彰	瑞浪口腔保健協議会						
さわやか口腔健診(75歳以上を対象とする 歯科健診)の実施	・岐阜県後期高齢者医療広域連合との委託契約に基づき、ぎふ・さわやか口腔健診を毎年実施	保険年金課						

② 専門家による定期管理と支援の推進

対策内容	実施内容	担当課	1:十分 2:ある程度 3:あまり十分でない 4:不十分 5:未実施			1:新規・検討 2:拡充 3:現状維持 4:縮小 5:廃止・計画外		
			実施内容の評価	現状と課題	今後の展開	新計画の今後の方向性		
妊婦歯周病検診(妊婦学級)の実施	・妊婦学級において検診及び個別の歯科相談、ブラッシング指導等の実施。 ・転入者もあるため、瑞浪市内または近辺のかかりつけ歯科医のすすめを実施	健康づくり課	2	参加者に対し、相手に合わせた歯科保健指導を実施できている。	3	・妊婦学級での検診及び歯科保健指導等の実施 ・転入者に対し、瑞浪市内または近辺のかかりつけ歯科医のすすめを実施		
	・妊婦学級において歯周病検診を実施	歯科医師会						
歯周疾患検診の実施	・集団歯周病検診(30歳以上)(節目健診含む)、医療機関での歯周病検診の実施(40歳、50歳、60歳) ・1歳6か月児の母親、30歳代健診など若いうちから歯周病予防について考えてもらう機会としている	健康づくり課 (歯科医師会)	2	歯周病検診の対象者を20歳以上に拡大し実施している。医療機関での個別歯周病検診については、周知ポスター掲示など歯科医師会と協力しながら周知に努めている。	3	・集団歯周病検診(20歳以上)と個別教育 ・1歳6か月児・3歳児の母親、20歳代・30歳代健診等での歯周病検診と歯科保健指導の実施 ・医療機関や節目健診での歯周病検診の実施(40歳、50歳、60歳)と歯科保健指導の実施		
かかりつけ歯科医による定期管理の推進	・歯科医師会にて実施	歯科医師会						
瑞浪口腔保健協議会による周知活動	・口腔保健協議会との協働による各種歯科事業・講演会事業の推進	口腔保健協議会						

(5)こころの健康

①こころの健康に関する知識の普及・啓発

対策内容	実施内容	担当課	1:十分 2:ある程度 3:あまり十分でない 4:不十分 5:未実施 1:新規・検討 2:拡充 3:現状維持 4:縮小 5:廃止・計画外			
			実施内容の評価	現状と課題	今後の展開	新計画の今後の方向性
睡眠、休養、ストレス解消等、こころの健康維持・増進に関する知識の普及・啓発	・健康相談等の保健事業、広報やHPでこころの健康保持に関する知識普及を実施。	健康づくり課	2	広報やHPでこころの健康保持に関する知識普及を実施しました。	3	健康相談等の保健事業、広報やHPでこころの健康保持・増進に関する知識普及を実施。
	・保健の授業(小学5年、中学1年生)における教育実施 ・保健委員会等で啓発活動(集会等による発表、掲示) ・養護教諭による啓発活動(保健だよりの発行、掲示物、保健指導)	学校				
自らの心の状態を知ることができるシステム利用の周知	・パソコンや携帯でこころの健康チェックができる「こころの体温計」システムの利用を、広く市広報、HPで周知するとともに、保健事業にてチラシを配布	健康づくり課	2	「こころの体温計」システムの利用を、広く市広報、HPで周知するとともに、保健事業等にてチラシを配布しました。また、保健センター内にチラシを設置しました。	3	パソコンや携帯でこころの健康チェックができる「こころの体温計」システムの利用を、広く市広報、HPで周知するとともに、保健事業等にてチラシを配布
労働者のこころの健康づくり(メンタルヘルス対策)の推進		職域関係				

②自殺防止に向けた相談・支援

対策内容	実施内容	担当課	1:十分 2:ある程度 3:あまり十分でない 4:不十分 5:未実施 1:新規・検討 2:拡充 3:現状維持 4:縮小 5:廃止・計画外			
			実施内容の評価	現状と課題	今後の展開	新計画の今後の方向性
心の不調や自殺のサインに気付いたら専門家へ相談を促す	・スクールカウンセラーを講師にした「SOSの出し方教育」をすべての学校、すべての学級で実施し、一人で悩まず相談する指導を行う	学校				
精神科医師による専門的相談窓口(こころの相談)の周知	・「こころの相談」(保健所主催)を、市広報やHP等で周知	健康づくり課	1	2カ月に1回開催の「こころの相談」(保健所主催)を、市広報やHP等で周知しました。	3	「こころの相談」(保健所主催)を、市広報やHP等で周知します。
必要に応じて適切な医療につなげる	・個別相談にて、専門科への受診が望ましい方に対して医療機関受診支援を実施	健康づくり課	2	個別で対応する相談において、相談内容に応じて専門医療機関への受診につながるよう助言・支援しました。	3	個別相談にて、専門科への受診が望ましい方に対して医療機関受診支援を実施する。
悩んでいる人に気づき、声をかけ、必要な支援につなげる役割を担うこころのサポーター(ゲートキーパー等)の養成	・自殺予防のための理解を深め、原因、病気の基礎知識、悩んでいる人への支援の方法等を学ぶ ゲートキーパー養成講座(こころの健康講演会)を開催	健康づくり課	2	悩んでいる人に気づき、声掛け、必要な相談先等につなげることのできる(適切な行動ができる)人を増やすため、ゲートキーパー養成講座を一般市民、民生委員、市職員、教職員、中学生を対象に年1回開催しました。	2	若い年代から、自殺予防に対する理解を促すため、また、より多くの人に理解して、適切な対応ができるよう、養成講座の対象者や回数を増やしていく。
ストレスチェックの実施と支援		職域関係				
多重債務・法律・生活の相談、学校・家庭・友だちの悩み相談など、内容に応じた相談窓口の周知	・毎月定期的に専門相談委員による消費生活相談、法律相談、行政相談、人権こまりごとなどの開催について、市広報やHP等で周知	生活安全課				
	・4月・8月・12月を重点に、悩み相談窓口を設置し、子どもと保護者を対象に学校報や学校HPによる周知を図る ・悩みアンケートを学期に1回程度実施し、悩みに対する適切な相談窓口を紹介	学校 学校教育課				